

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 又 は 協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	490,000千円 H27.3.31まで	H27.2.13 ダカール で (同日)	日本側 北原隆在セネガル大使 セネガル側 アブドゥ・バ経済・財政・計画大臣	H27.2.25 53号
セネガル	農村地域における安全な水の供給と衛生環境改善計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	農村地域における安全な水の供給と衛生環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	788,000千円 H30.8.31まで	H27.5.7 ダカール で (同日)	日本側 北原隆在セネガル大使 セネガル側 アブドゥ・バ経済・財政・計画大臣	H27.5.21 162号
セネガル	カオラソク州、テイエス州及びフアラソク州中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	カオラソク州、テイエス州及びフアラソク州中学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,349,000千円 H28.7.31まで	H27.7.10 ダカール で (同日)	日本側 北原隆在セネガル大使 セネガル側 アブドゥ・バ経済・財政・計画大臣	H27.7.23 264号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。